**明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅰ」授業参加者アンケート**

2018年6月26日（金）「ＤＶ／セクハラをめぐる実務」

ゲストスピーカー：角田 由紀子 弁護士

|  |
| --- |
| **本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。**・授業の一環・先日の授業で性犯罪等に関する発表を受け,実務でいかなる取扱いを受けているのか知りたかったため。・ジェンダーと法という講義を受けて「男女差」における差別に対する関心が強かったため。特にセクシャルハラスメントは実質的には女性が被害者の場合が多く,現実的にどのような種々の問題が発生しているかを実務・女性側から聞きたいと思ったため。・女性として,普段の生活の中でセクハラ問題と向き合わなければならない場面は多々あります。しかしセクハラがあっても,その事実を打ち明けられない女性や,抵抗できない女性は多いように思えます。セクハラを扱った訴訟が活発になれば世間のセクハラの認識が変わり,セクハラ問題が改善されればと思い本講義にのぞみました。・ジェンダーと法Ⅰの受講者であるため,今回の講義も参加させていただきました。私は実際にジェンダーと法の授業でも今回の講義の内容に絡んだ内容の発表をしたため,自分の発表内容とも合わせて今回の講義を受けることができればと思い参加させていただきました。・卒業後も何やかやとお世話になっております。角田先生の退官記念の御講義のとき映画「幸せの黄色いリボン」導入部の話をされていましたね。主人公が妻の流産に際して妻の前夫の存在にいらだって…というお話です。最近,身内で同種のお話があったので驚きました。非嫡出子（いわゆる妾の子）の女性が若い頃,嫡出の姉（正妻の子）の嫁ぎ先に出産前後の家事の応援に出かけたところ,姉の夫にレイプされたというのです。その後,被害者は御里にもどり,結婚しましたが,夫は妻が処女ではなかった,自分は他の女性を知らなかったのにだまされたと言って暴力をふるうようになったというのです。今は被害者は80代後半で,その夫も加害者も,加害者の妻も既にこの世の人ではありません。ハラスメント問題の背後には常に権力関係があり,60数年前のこのレイプ事件の背後にも正妻が代議士の嫁で,妾が芸者の養女という出自の違いが影響していたに違いありません。加害者（地方の開業医）は妻の姉が同じ代議士の父をもつ同母妹だったら果たして手をかけたでしょうか？このレイプ事件は,半世紀以上も被害者やその周囲の人々を傷つけてきました（加害者の妻は,被害者が夫を誘惑したと激しく非難しました）。被害者はレイプのときに傷つけられ事件後にも被害者であるがゆえ異母姉や夫から責められ続けました。なぜ被害者は何度も苦しめられないといけないのでしょうか？被害者を救済するために法は充分な手助けとなり得るでしょうか？・未修コース修了生です。在学中に角田由紀子先生の講義を受けました。修了後,法曹関係の仕事には就いていませんが,夫の仕事（危機管理コンサルタント）を手伝う中で,自分の知識は重要かつ有用だと考えています。「ハラスメント」は様々な形で社会にはびこっていますが,防止事務（将来的防止）という部分でできることにコミットしたいと思っています。・将来,弁護士としてジェンダーに関する仕事をしたいと考えているため。 |
| **本日の講義の感想を自由に記入してください。**・セクハラを受けた被害者は,裁判によっては救われないというお話がとても印象深かったです。たしかに被害者の女性は裁判で勝訴したところで,受けた精神的な傷や,今後の将来など,根本的な問題が何か解決するということはないのではないかと思いました。・先生ご自身のご経験や最新のニュースに合わせたお話など,聞いていてとても興味を惹かれました。法律家を目指す者として,こうした問題意識は常に持ち続けたいと思います。・セクシャルハラスメントの法的救済について,不法行為に基づく損害賠償請求等があると知っていても,実務に支払われる賠償額が低額であることについては驚きました。セクハラの被害者が実際に受ける損害が直接のセクハラ被害だけでなく,仕事を辞めざるを得ない後遺症害など二次被害も悪質だということになると,セクハラについて明文をもって罰則,特別法を作るなどの対策が必要であると考えました。・一般にいう「セクハラ」に該当するものとそうでないもの峻別が難しいものである。しかし実務家としてはこの峻別を明確にし,被害者の保護に努めなければならない。性別やまた社会に出てないことから実態を把握できていなかったが,自分の認識と実態との齟齬を埋めることができた。それを踏まえた上で法律上どのように是正していくかを今後学んでいく指標となりとても貴重な経験になりました。・セクシャルハラスメントへの年代別の反応の差について,今日新聞やニュースで取り上げられることが多くなってきたように思われます。セクハラがコミュニケーションの手段として認識されていることに疑問を感じます。人が不快に思うことを仲良くなるための手段として用いることへの理解に苦しみます。我慢して笑顔で受け流せば性犯罪につながらないとは言えないですし,抵抗して何の弊害も受けずにセクハラが止むのでしょうか。女性が勇気を出して声を上げても名誉棄損だと反訴されるというお話を聴き,そういった女性を守るために法曹の重要性とセクハラへの世間の認識を前進させることの重要性を感じました。実務家の方の実際のお話を聴き,将来の自分の法曹像についても改めて考える良い機会になりました。・先生の話を聞いて,裁判の解決策が損害賠償のみであり,セクシャルハラスメントの根本の解決にはならないと思いました。今までは,損害賠償できてるから良いじゃないかと考えてました。しかし,長い間,企業や学校内でセクハラに関する勧告を出しているのに,実際はあまり減ってきておらず,その理由としてセクハラが性差別から生じることを理解していないのと損害賠償額の低さがあると今日知りました。根本的な解決策を考えるのは,今考えつかなかったですが,これから理解を深め,考えていきたいです。・セクシャルハラスメントの解決策として,不法行為に基づく損害賠償請求が被害者の抱える問題の解決として本質的なものではないということを認識し,新たな法制度が絶対に必要だと思いました。・今では世の中もかなりセクハラに対して厳しくなってきているとは思いますが,昔の出来事においてはかなり衝撃的なものが多く,今では考えられないほどひどくて驚きました。それでもまだセクハラが存在する日本が少しでも意識から変わっていってほしいと思いました。また,自分も女性としてそういった被害を受けた女性に寄りそっていける弁護士になれればいいなと思いました。・セクシャルハラスメントに関する問題は,もう少し進んでいるような印象がありましたが,中々進めることができない現状や社会構造・意識問題に対して再発見がありました。もしも女性から男性へのセクハラだとか,同性間でのセクハラだというものが増えてくれば,社会も大きく動くのかなという感想を抱きました。・セクシャルハラスメントが極めて重大かつ根深い問題だということを改めて感じた。被害者救済の方法が限られている。日本法制度の問題点も知ることができた。セカンドレイプの問題も含め,セクハラの事後的救済は根本的に難しいので,事前の対策をいかに充実させていくか,そのために社会の意識を変えていくかが大切だと思う。・本日の御講義に関して,①性差別が人種差別等と根底でつながる基本的人権の侵害である点を明確にして頂けたのが良かったです。②性差別を不法行為事件として取扱うことの難しさについて有意義なご指摘をありがとうございました。私もどうすれば良いか自分なりに考えを突きつめたいと思います。・現代ではセクハラは許容されないという認識が当たり前であるが,つい30年前までは全く違う認識があったことに大変驚いた。これまでのジェンダーと法の授業を受けていると,「性差別」に対して日本の取り組みはかなり遅れていることがよく分かる。不法行為による救済措置はあくまでも個人間の解決にしかならないと授業で伺ったが,このように外国に比して意識が低い日本においてはまずは不法行為による救済が認められたことは,すごく大きな進歩だと思う。これからの具体的な解決目途は立っていないが、統一的解決を図るために立法行為が必要となってくるのだろうと感じた。・一般的には,709条の問題は身体の傷に関する回復を目指すものであるが,セクシャルハラスメントにおいては主として精神の傷の回復を主眼とするため,そもそも金銭賠償にはなじまないのではないか（そもそも心の問題を「法」で解決できるか）。企業等,加害者側の金銭賠償を増額し抑止力とする等の構成はあくまで間接的な将来における被害者救済を目指すものであって,今現在の被害者は,ファーストペンギンとしてのリスクとその称賛を受けるにとどまり,抜本的な救済となるかは疑問。法制度化するか否かは兎も角,被害者のメンタルケア,その後の職業支援等の行政としての体制を整える方が,直接的・個別具体的な解決となるのでは。・1.とてもよくセクハラの状況及びセクハラ裁判等の状況がわかりました。ありがとうございました。以下,感想です。　2.(1)　セクハラは犯罪ではない,と（閣議により）言われましたが（単なる刑罰法規の文言解釈にすぎす,子どもの言い訳にしか聞こえませんが）。少なくとも不法行為であり,福岡裁判から（横山ノック事件を経て）現在まで,国民の意識を根本から変容させる,はじめの大きな一歩であったことは確かです。しかし先生のおっしゃるよう,不法行為構成では金銭賠償になってしまい,セクハラ被害者の心底から求める救済には足りないのも確かかもしれません　　(2) この点,DV法やストーカー規制のような刑罰法規,立法があれば更なる抑止力になるのに,と思わざるをえません。セクハラは犯罪であることを“セクハラ防止法”のようなものが日本で立法されないのは,上述のように「セクハラは犯罪ではない」と閣議決定してしまうような内閣がおさまっているからでしょうか。他国に遅れていることの意識も欠けていると思います。 (3) ハラスメント事例をLex-dbでいろいろ調べましたが,セクハラ事件は,パワハラ等,他のハラスメントと混ざり合っていることが多く,特殊な形態の不法行為（むしろ犯罪といわせていただきたいですが）だと思います。そのため,やはり個別法として立法する方が,ケアにも厚くなると思います。予防措置も折り込めるし,救済策や相談機関なども盛り込める可能性があると思います。勿論,企業等に対する予防措置の構築義務も然りです。セクハラ事例を横断的に見ると,不法行為構成だとかなりみっちりと被害者側が主張立証を詳細に行わねばならず,負担を課されている印象です。また,敗訴することも少なくなく,かつ,請求額も多くは認容されていませんでした。　3. 以上を諸々考えると,DV法,ストーカー規制法にならい,“セクハラ防止法”もいよいよ立法されてよい時機だと考えます。セクハラの特殊性によく配慮し,予防や事後的なケア,セクハラ被害者の刑罰など,充実した内容を盛り込んだものをつくるのが望ましいと思います。ありがとうございました。 |
| **今後,実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら,自由に記入してください。**・話の中に裁判例が挙げられていたが判決文としてどのように明記されているか,又それに対する評価を伺いたかったです。・本日,講演して頂いた内容に加え,被害者の方々の裁判後の生活など現状をより詳しく知ることができれば何かしらの解決策へのヒントが考えられるのではないかと思い,被害に遭われた方の支障のない範囲で知りたいと思いました。・セクシャルハラスメントの基礎となる「力関係の不均衡」の構造について,改めて講義をいただければと思います。・LGBTの講義・講演。 |

講評

|  |
| --- |
| 角田先生より |